

# 保険料はどのようにして決まるのでしょうか

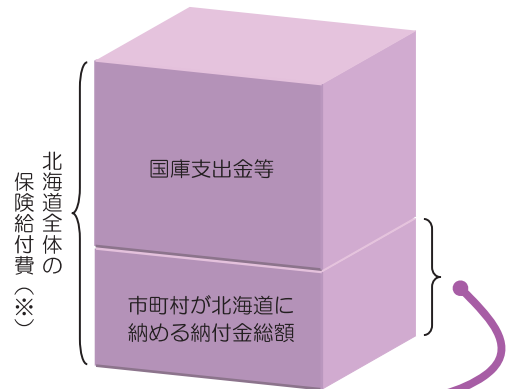
国保に加入すると、保険給付を受ける権利とあわせ、保険料を納める義務が生じます。保険料は国からの交付金などとあわせて、みなさんが病気やケガをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費などの給付の費用にあてられる国保の運営を支える貴重な財源です。

## ◎ 保険料が決まるまでの流れ（医療給付費分）

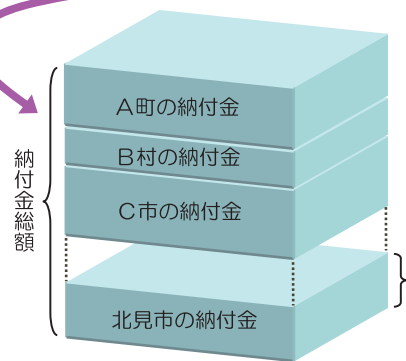
北海道が算定

- ① 道全体で見込まれる保険給付費（※）から国庫支出金等を差し引き、必要な納付金の総額を算定します。

※保険給付費とは、医療費総額のうち被保険者のみなさんが医療機関の窓口等で支払う一部負担金を差し引いたものです。



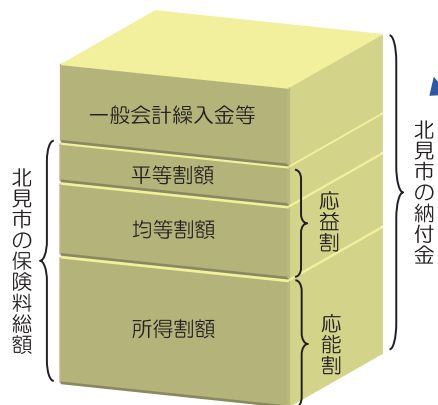
- ② 各市町村の被保険者数、所得水準等に応じて各市町村ごとに負担する納付金を算定し、市町村が納付金を賄うための標準的な保険料率を示します。



北見市が算定

- ③ 道から示された標準保険料率を参考に実際の保険料率を決定します。  
なお、保険料は、応益割（平等割、均等割）、応能割（所得割）に求めることになります。

【平等割～1世帯を単位として負担していただく保険料】  
【均等割～被保険者一人当たりを単位として負担していただく保険料】  
【所得割～前年中の収入に応じて負担していただく保険料】

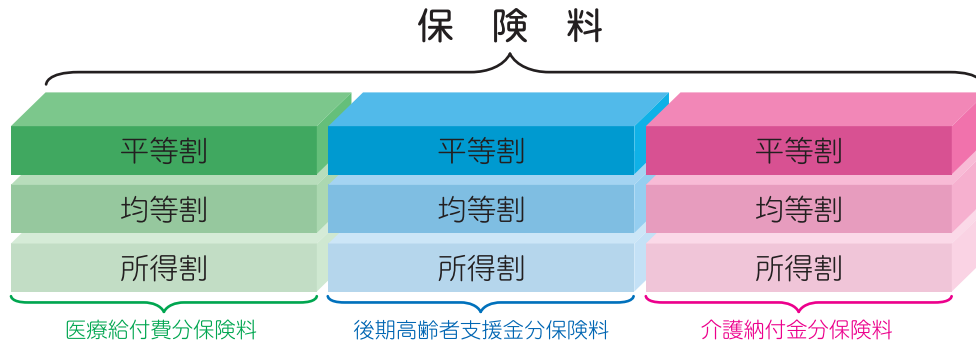


- ④ 1世帯あたりの年間保険料  
各世帯の状況に応じ、③により算出された各割合の合計を1年間の保険料として負担していただくことになります。  
ただし、前年の所得金額が一定基準以下の世帯については、所得の額に応じて保険料が減額されます。（詳しくは8ページをご覧ください）

※上記の医療給付費分の保険料のほかに、後期高齢者医療制度の支援金に充てるための保険料や、国保被保険者で40歳から64歳までの方が属する世帯には、介護納付金にかかる保険料が合算されます。（詳しくは7ページをご覧ください）

## 保険料の内容について

- 保険料は次の3本立てとなっています。
  - ・医療給付費分保険料：国保加入者みなさんの医療費に充てるための保険料
  - ・後期高齢者支援金分保険料：後期高齢者医療制度の運営を国、都道府県、市町村と共に国民健康保険などの各医療保険の加入者（現役世代）から支援するための費用（後期高齢者支援金）に充てるための保険料
  - ・介護納付金分保険料：介護納付金の納付に要する保険料（40歳～64歳の方のみ）
- 保険料の賦課方式（3方式）  
北見市の保険料は、応能割（所得割）と応益割（均等割・平等割）からなる3方式です。



### ◎ 年度の途中で国保に加入したり、脱退したときの保険料

年度（4月から翌年の3月まで）の途中で国保に加入したときは、加入した月から月割りで計算されます。また、年度の途中で国保を脱退したときは、脱退した月の前月までの分が月割りで計算されます。

$$\text{途中加入のときの保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{加入した月から年度末（翌年3月）までの月数}}{12}$$

$$\text{途中脱退のときの保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{4月または加入した月から脱退した月の前月までの月数}}{12}$$

- ◎ 保険料は加入年度の6月から3月までの10回で納めていただきます。（お支払方法が年金からの引き去りの場合は、年金支給月の6回となります。）

- ◎ 年度途中で加入届を提出された場合は残納期回数となります。

- ◎ 納付の義務は世帯主にあります。

世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、納付義務者は世帯主です。ただし、擬制世帯の国保上の世帯主を変更した場合は、その新しい世帯主が納付義務者となります。（詳しくは2ページをご覧ください。）

- ◎ 保険料の賦課限度額

賦課限度額とは、市が世帯主に対して賦課できる年間の保険料の上限のことをいいます。国保の給付は大半が医療給付費ですから、納めた保険料の多少にかかわらず、誰もが同じ内容の給付を受けることになります。

このため、保険料は負担能力があるからといって無制限にお支払いいただくわけにはいきません。一方、下限についても応益割を賦課することによって、最小限の賦課額を求めています。

賦課限度額は、国民健康保険法施行令第29条の7に定められており、その額以内で条例で定めることとなっています。

《令和2年度》

(賦課限度額)	
医療給付費分	63万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	17万円

### 《令和2年度の保険料の料率》

	所得割額	均等割額	平等割額
医療給付費分賦課額	7.3%	26,600円	21,200円
後期高齢者支援金分賦課額	2.5%	9,100円	6,700円
介護納付金分賦課額	1.8%	9,300円	6,100円

※「賦課限度額」「保険料の料率」は令和2年度に予定されている金額及び割合です。